



## 大韓民国における 「地方上水道統合推進計画（2010年7月）」について （その1）

### （はじめに）

日本では、厚生労働省により策定・公表された「水道ビジョン（平成16年策定・平成20年改訂）」の「水道の運営基盤の強化」の記述の中で、「新たな概念の広域化の推進」が示されています。

（参考）「水道ビジョン」から抜粋

#### （1）水道の運営基盤の強化

現在及び将来の需要者に対し、安心して飲める水を安定的に適切な負担で供給するため、経営・技術の両面にわたり運営基盤の強化を図る。

##### ア．新たな概念の広域化の推進

量的な充足から質的な向上へと、維持管理の重要性が増している一方で、個々の水道事業者等では、財政面でも技術者の確保の面でも今後ますます対応が困難な状況になることが予想される。このように、個々の事業や地域が抱えている現在及び将来の課題に効果的に対応しつつ、需要者に対する給水サービスの質の向上を目指していくためには、従来の広域化・統合政策に加え、より効果的に安全度・安定度を維持・向上させるような新たな広域化施策が求められている。例えば、施設は分散型であっても経営や運転管理を一体化し、そのレベルの向上に資するような、いわば集中と分散を組み合わせた水道システムの構築が考えられる。

このため、地域の自然的社会的条件に応じて、施設の維持管理を相互委託や共同委託することによる管理面の広域化、原水水質の共同監視、相互応援体制の整備や資材の共同備蓄等防災面からの広域化等、多様な形態の広域化も進める。

一方、大韓民国においても日本と同様の課題を抱えており、このような課題に対処するため、2010年7月、大韓民国環境部は「高品質の水道サービスを公平で効率的に提供するための地方上水道統合推進計画」を策定しました。

そこで、以下に「地方上水道統合推進計画」の概要（仮訳）を紹介することとします。

なお、計画の目次構成は、以下のとおりです。

## I. 現状及び問題点

## II. 進捗状況

## III. 統合推進計画

1. 基本体系
2. 短期計画：統合モデル創出（2010～2011年）
3. 中・長期計画：段階的な統合及び競争体制の構築

## IV. 統合を活性化するための解決課題

- 1) 上水管網改善による有収率の向上及び経営効率の改善
- 2) 統合圏域に対する財政的インセンティブの拡大
- 3) 水道サービス評価体系の構築
- 4) 水道事業の公共性・透明性の強化
- 5) 統合市・郡の間の料金格差解消

## V. 期待される効果

## VI. 今後の推進計画

<参考資料>

---

# 「地方上水道統合推進計画（2010年7月、大韓民国環境部）」の概要（仮訳）

## I. 現状及び問題点

- ◇我が国の水道事業は、前近代的運営と小規模・零細性により、さまざまな構造的問題が内在
- 非効率的運営による高原価、非現実的な低料金、これによる慢性的な赤字、施設投資が不十分という悪循環
  - 国民に公平性ある水道サービスを提供するということとは逆に、都市・農村間の地域格差は徐々に拡大する傾向
  - それにもかかわらず、中央政府の財政支援と自治体の自発的経営改善努力は非常に不十分

### 1) 規模の零細性

◎全国 164 水道事業体のうち、給水人口 30 万人以下の零細事業体が 82%(134 事業体)を占めており、運営が非効率

| 給水人口     | 10 万人未満          | 10 万人～30 万人 | 30 万人～50 万人 | 50 万人以上     |
|----------|------------------|-------------|-------------|-------------|
| 事業体数 164 | 100 事業体<br>(61%) | 34 事業体(21%) | 13 事業体(8%)  | 17 事業体(10%) |

\* 経済的な効率性を確保するためには、給水人口が最低 50 万人以上必要であり、それ以下の場合、近隣地方自治体と統合すれば経済性の確保が可能(韓国公企業学会、2004 年)

◎522 浄水場中、施設能力 5 千 t/日未満の小規模浄水場が約 60%(307 ヶ所)を占め、水道水質基準遵守に汲々

| 能力 (t/日)    | 5千未満    | 5千～1万   | 1万～5万   | 5万～10万 | 10万以上  |
|-------------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 浄水場数        | 307ヶ所   | 55ヶ所    | 85ヶ所    | 35ヶ所   | 40ヶ所   |
| 522ヶ所(100%) | (58.8%) | (10.5%) | (16.3%) | (6.7%) | (7.7%) |

## 2) 高い生産原価と低料金構造による慢性的な赤字運営で、一般会計等他会計繰入金に依存

◎小規模市・郡であるほど給水人口が少ないうえに管網が長く、生産原価が高いが、公共料金引上げ抑制政策等で料金引上げは非常に至難

| 区分                        | 全国         | 特/広域市(7)   | 市(76)      | 郡(81)      |
|---------------------------|------------|------------|------------|------------|
| 給水人口(万人)                  | 4,673      | 2,319      | 2,097      | 257        |
| 1人当たり管網延長(m/人)            | 3.1        | 2.0        | 3.4        | 11.4       |
| 生産原価(ウォン/m <sup>3</sup> ) | 730.7      | 615.2      | 766.4      | 1,316.3    |
| 料金(回収率)                   | 609.3(83%) | 560.9(91%) | 646.0(84%) | 752.1(57%) |

\*料金回収の限界要因：農・漁村地域は低所得層が多いため回収が困難、政府の公告料金引上げ抑制政策など

## 3) 劣悪な財政条件で新規及び再投資が困難

◎農・漁村地域におけるサービスの向上(普及拡大、漏水改善等)及び再投資のためには、今後とも多くの投資額が必要(約6兆ウォン)と予想

\*面(日本でいう町)の地域普及率向上(47%→76%、約2兆4千億ウォン)、市・郡の有収率80%達成(約2兆4千億ウォン)、給水体系の調整(約5千億ウォン)、後進地域の老朽浄水場リモデリング(約9千億ウォン)

◎しかし、水道事業の赤字運営と低い財政自立度により、新規投資はもちろん既存施設に対する改・補修も困難な状況

## 4) 地域間の水道サービス格差が拡大

◎給水人口、住居の密集度合い、水源の有無等により、都市・農村間及び地域間の給水普及率、漏水率、浄水場老朽度、料金等の格差が拡大

\*普及率(2008年)：特・広域市99.3%、市地域98.3%、町地域87.4%、村地域47.4%

## 5) 地方上水道に対する改善努力の不足

◎(中央政府) 地方自治体の固有収益事務という理由で財政支援が不十分

- 上水道は飲料水問題と直結しているにもかかわらず、投資規模は下水道分野の約20%水準(\*下水道2兆ウォン、上水道4千億ウォン、2010年)

- 上水道予算の98%が広域特別会計予算で、編成権が市・郡にあり、中央政府の計画的な投資が困難

\*自治体の固有事務である下水道は10～80%、廃棄物は30～70%の特別補助で事業を推進

◎(自治体) 自発的な経営改善努力が不十分

- 任期中の短期的な事故予防に重点を置き、新しい経営手法・技術導入が疎かになっており、非公営企業が運営している所も52地域

- 職員の平均在任期間が2年で、維持・補修を中心とした人材で構成(地方上水道の場合、行政、技能、警備等が74.2%)され、専門性が不足

\*非公営企業の場合、会計専門家が不在で、資産、原価等の管理能力不足が深刻

## 水道事業に対する果敢な方向転換が切実な課題

- ◇ 国内外の要求に応じる高品質の水道サービスを提供するためには、統合によって大規模化及び専門経営手法の導入が必要
  - (国内) 水道事業の近代化、サービス品質及び公平性の向上、競争力の強化によって安全で良質な水を効率的に提供
    - \* 済州上水道の統合効果：3ヶ年(2006～2008年)で82億ウォンの経営収支の改善
  - (国際) サービス国際標準の制定及びWTO、FTAによる水市場の開放圧力に対応して、水道運営専門機関の育成による海外進出を企図
- \* イタリア(8,000余ヶ所→90)、オランダ(230→10)、イギリス(1,580→10)、日本(18,000余ヶ所→引き続き減少中)等、水道事業の大規模化は国際的な流れ

## II. 進捗状況

- 水道事業統合管理の必要性の提示
  - 給水体系調整事業の妥当性の検討及び基本計画の策定過程で、9大圏域及び26中圏域の統合管理圏域設定(案)を提示(2006年12月)

\* 給水体系調整事業  
(目的) 事業者毎の施設設置による重複投資の抑制、地域間用水需給の不均衡解消  
(主要内容) 全国を圏域別に分けて、近隣自治体の余剰用水を不足地域に供給するための方策を提示

- 地方上水道の統合に対する社会的な共感帯形成のための広報(2009年～)
- 上水道統合のための上水道管網最適化事業の予算確保(2010年～2014年、国庫2,240億ウォン、総事業費7,290億ウォン2009年12月)
- 地方上水道統合運営試験事業の推進のための覚書締結(2008年12月～2009年7月)
- 全南南西部・慶北東部圏の統合運営基本計画の確定(2009年12月)
- 慶南南部圏(統営、泗川、巨済、高城)の統合運営管理実施協約の締結(2009年12月)
- 江原東部圏(高城、束草、襄陽、江陵、三陟)の基本計画策定参加意向書の提出(2010年3月25日)及び基本計画に着手(2010年5月～)
- 江原南部圏統合運営基本計画に着手(2010年5月～)
- 統合に対する自治体の意識調査のためのアンケート実施(2010年4月9日～5月3日)

(担当) 調査事業部

---

### 配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : [jwrchot@jwrc-net.or.jp](mailto:jwrchot@jwrc-net.or.jp)

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

### 水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h22.html>